

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第8章 産業技術の流出防止及び保護に関する法律

1. 法律の趣旨

産業技術の流出防止及び保護に関する法律(2006年10月27日法律第8062号、2007年4月28日施行)は、国家安保に直接的な影響を及ぼす国家核心技術の海外流出を規制し、産業技術の不正な流出を防止するための保安意識拡散及び制度的基盤の構築を通じて国内核心技術を保護し、専門科学・産業技術者及び研究開発者を保護支援して国家産業競争力を強化し、国家の安全と国民経済の安定を保障するためのものである。

2. 主要内容

- ① 知識経済部長官は、産業技術の流出防止及び保護に関する基本計画を樹立・施行し、関係中央行政機関の長は、毎年細部施行計画を樹立・施行する(第5条及び第6条)。
- ② 国務総理の下に国務総理を委員長、科学技術部長官を副委員長とした産業技術保護委員会(以下「委員会」とする)を設置し、基本計画、施行計画及び国家核心技術指定など主要政策を審議する(第7条)。
- ③ 知識経済部長官は、関係中央行政機関の長からその所管の国家核心技術指定対象技術の通報を受け、委員会の審議を経て国家核心技術として指定するものの、国家核心技術は必要最小限の範囲で選定しなければならず、利害関係人には意見陳述の機会を付与する(第9条)。
- ④ 国家から研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技術を保有した対象機関が該当国家核心技術を輸出しようとする場合には、知識経済部長官の承認を得るようにし、その他国家核心技術を保有・管理している対象機関が国家核心技術を輸出しようとする場合には、知識経済部長官に事前申告する(第11条第1項及び第4項)。
- ⑤ 知識経済部長官は、申告対象国家核心技術の輸出が国家安保に深刻な影響を及ぼし得ると判断される場合には、関係中央行政機関長との協議及び委員会審議を経て輸出中止・禁止・原状回復などの措置を命じることができるようにし、申告対象国家核心技術を輸出しようとする者は、該当国家核心技術が国家安保に関連するか否かに対して知識経済部長官に事前検討を申請することができる(第11条第5項及び第6項)。
- ⑥ 産業技術の流出に対する紛争を迅速に調停するために産業技術紛争調停委員会を設置し、同委員会の構成及び紛争の調停方法・手続きなどを備える(第23条乃至第32条)。
- ⑦ 産業技術を不正な方法により流出するなどの行為をした者に対して、海外流出

などの場合、10年以下の懲役または10億ウォン以下の罰金、国内流出などの場合、5年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金に処する(第36条)。

3. 保護対象

産業技術の流出防止及び保護に関する法律は、産業技術の不正な流出を防止し、産業技術を保護することにより、国内産業の競争力を強化し、国家の安全保障と国民経済の発展に貢献することを目的としている。同法律は“製品または用役の開発・生産・補給及び使用に必要な諸般方法または技術上の情報のうち、関係中央行政機関の長が所管分野の産業競争力向上などのために法令が規定したところによって指定または告示・公告する技術として一定の条件を充足するもの”を“産業技術”として保護するものである。また、産業技術のうち、“国内外の市場に占める技術的・経済的価値が高い、又は関連産業の成長潜在力が高いため、海外に流出した場合に、国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるものを“国家核心技術”として指定し、その輸出に知識経済部長官の承認を得るようにするなど特別な管理を行うための根拠規定を置いている。

4. 産業技術の流出及び侵害行為の類型

侵害行為の類型は、不正競争防止及び営業秘密保護法が規定する類型と大同小異であり、産業技術の流出防止及び保護に関する法律上に規定された侵害行為の類型は下記の通りである(法第14条各号)。

- ① 窃取・欺瞞・脅迫その他の不正な方法により対象機関の産業技術を取得する行為またはその取得した産業技術を使用、若しくは公開(秘密を維持しながら特定人に知らせることを含む。以下同様。)する行為
- ② 産業技術に対する秘密維持義務のある者がその産業技術を窃取・欺瞞・脅迫その他の不正な方法により流出する行為またはその流出した産業技術を使用、公開、若しくは第三者に使用させる行為
- ③ 上記①又は②(第1号または第2号の規定)に該当する行為が介在した事実を知ってその産業技術を取得・使用及び公開し、または産業技術を取得した後にその産業技術に対して上記①又は②に該当する行為が介在した事実を知ってその産業技術を使用し、または公開する行為
- ④ 上記①又は②に該当する行為が介在した事実を重大な過失により知らないでその産業技術を取得・使用及び公開し、または産業技術を取得した後にその産業技術に対して上記①又は②に該当する行為が介在した事実を重大な過失により知らないでその産業技術を使用、若しくは公開する行為

5. 産業技術の流出及び侵害行為に対する救済

5-1 行政的救済

産業技術流出と関連した紛争の調停を望む者は申請の趣旨と原因を記載した調停申請書を調停委員会に提出すれば、その申請日より3月以内(やむを得ない事情がある場合、1ヶ月延長可能)に調停案を受けて紛争を解決することができる。両当事者が調停案を受諾して記名捺印した場合には、該当調停調書は裁判上の和解と同じ効力を有する。調停事件の処理手続中に同じ事件が法院に提訴された場合には、調停の処理は中止される。

5-2 民事的救済

本法は別途に民事的救済に関しては規定していないため、産業技術の流出及び侵害行為に対する救済は不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律及び民法の不法行為規定によらなければならない。

5-3 刑事的救済(法律第36条第1項～第7項)

- ① 産業技術を外国で使用するか、または使用させる目的で第14条各号(第4号を除く)のいずれかに該当する行為をした者は10年以下の懲役または10億ウォン以下の罰金に処する。
- ② 第14条各号(第4号を除く)のいずれかに該当する行為をした者は5年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第14条第4号に該当する行為をした者は3年以下の懲役または3億ウォン以下の罰金に処する。
- ④ 上記①～③(法第36条第1項～第3項)の罪を犯した者がその犯罪行為によって得た財産はこれを没収する。ただし、その全部または一部を没収することができない場合はその価額を追徴する。
- ⑤ 第34条の規定に違反して秘密を漏洩した者は5年以下の懲役または10年以下の資格停止または5千万ウォン以下の罰金に処する。
- ⑥ 上記①～②(法第36条第1項及び第2項)の未遂犯は処罰する。
- ⑦ 上記①～③(法第36条第1項～第3項)の懲役刑と罰金刑はこれを併科することができる。

なお、同法によれば、産業技術流出及び侵害行為の未遂と予備・陰謀も処罰され、第1項ないし第3項までは両罰規定もある。但し、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、その限りではない。

6. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律との関係

同法第 4 条は“産業技術の流出防止及び保護に関しては他の法律に特別な規定がある場合を除いては本法が定めるところによる”と規定しているが、産業技術として指定された営業秘密が侵害された場合には、その産業技術を侵害された者は両法律が重複的に適用され得るものと見られる(ただし、この点に関しては法院の先例が出されるまでは断言し難い)。ただし、産業技術の流出防止及び保護に関する法律上の民事的措置によることになろう。

7. 最近の改正法

この法律は、2011 年 7 月 25 日付で最終改正され、2012 年 1 月 26 日から施行される。最終改正の主要骨子は次のとおりである。

- ① 産業技術の適用対象を明確にさせるために産業技術を法律または該当法律で委任した命令に従って、指定・告示・公告・認証した技術に限定し、国家核心技术を現行法令で指定・告示・公告・認証した産業技術だけでなくその他の重要な技術の中からも選定できるようにしてその指定範囲を拡大する(第 2 条第 1 号及び第 2 号)。
- ② 現行産業技術保護委員会の審議対象のうち施行計画の樹立・施行、産業技術保護指針の制定など一般案件を除くことで、委員会が総合計画の樹立、国家核心技术の指定など産業技術保護に関する重要政策の審議に集中するようにその機能及び権限範囲を調整する(第 7 条)。
- ③ 国家核心技术の海外流出を目的にした外国人投資を前もって防止・遮断することができる最小限の法的システムを用意するために、国家から研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技术を保有する対象機関が海外引受・合併等を行うようとする場合、知識経済部長官に事前申請するようにする(第 11 条の 2 新設)。
- ④ 産業技術の侵害行為をするか、又はしようとする者に対し、その行為によって営業上の利益が侵害されたり侵害される恐れのある場合には、法院にその行為の禁止または予防を請求するようにする(第 14 条の 2 新設)。
- ⑤ 産業技術の流出及び侵害行為が発生した場合、企業などの要請がなくても知識経済部長官及び情報捜査機関の長の職権により技術流出防止に必要な措置ができるようにする(第 15 条第 2 項)。

これによって同法施行日(公布後6ヶ月後の2012年1月26日施行予定)に合わせて下位法令である施行令と施行規則についても現在改正手続きが進行中である。

[施行令改正案骨子]

- ⑥ 国家核心技術の事前判定申請処理基準(第13条の2)
 - ・ 法律で大統領令に委任した国家核心技術の事前判定申請に対する提出書類及び処理期間など詳細事項を決める。
 - ・ 対象機関(企業、大学、研究機関など)の保有している技術が国家核心技術に該当するかに対する事前判定手続きを規定する。
- ⑦ 国家核心技術保有機関に対する外国人の引受・合併及び合作投資などに対する申告対象範囲(第18条の2)
 - ・ 法第11条の2第1項で規定する大統領令で定める海外引受・合併などとは何なのかに対する定義及びどこまで規定するかに対する範囲
 - ・ 対象機関別に海外引受・合併などに対する適用範囲が異なることによる詳細事項規定
- ⑧ 外国人の範囲(第18条の3)
 - ・ 法第11条の2第2項で規定している「大統領令で定める外国人」の範囲を大韓民国の国籍を持たない個人、大韓民国の法律以外の法律によって設立された法人、国際経済協力機構などと規定
- ⑨ 海外引受・合併などの申告(第18条の4)
 - ・ 法第11条の2第1項及び第2項によって国家核心技術を保有する対象機関が海外引受・合併などを届けようとする場合、提出しなければならない添付書類及び手続きなどを定める。
- ⑩ 海外引受・合併などの事前検討(第18条の5)
 - ・ 法第11条の2第4項によって申告対象海外引受・合併などが国家安保と関連するかどうかなどについて事前検討を申請しようとする対象機関が提出しなければならない添付書類及び手続きなどを規定

なお、産業技術の流出防止及び保護に関する法律による国家核心技術リストが2011年に変更されている(知識経済部告示第2011-33号、2011.2.23施行)。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。